

「ふくい医療情報連携システム」におけるセキュリティポリシー に関する規程（開示側用）

第1条（目 的）

この規程は、開示側医療機関において「ふくい医療情報連携システム」を利用する機器及びこれらを利用したカルテ参照システム等の本システムの全ての機能に対し運用及び管理に関し必要な事項を定め、システムの効率的な運用及び適正な管理を図り、併せてデータの漏えい、改ざん、破壊等を防止し、データの安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

第2条（情報資産の分類）

情報および情報に関するシステムの重要性は機密性和使用目的により次のとおり分類する。

- 1 最重要と分類する内容は、患者個人の情報、開示側病院の情報、本システムに関する秘密情報、暗証番号・パスワード、およびそれらを取り扱うシステム全てとする。
- 2 重要と分類する内容は、2つの参加医療機関で1対1で行う情報交換機能であり、しっかり両者間において連携をし、情報を取扱うものとする。
- 3 一般と分類する情報は、前号（1）、（2）に定める以外の情報およびそれらを取り扱うシステムとする。（揭示版機能等を示す）

第3条（システム運用責任者）

- 1 開示側医療機関は、システムを運用する責任者としてシステム運用責任者を置く。
- 2 運用責任者は、院内の「ふくい医療情報連携システム」の安全かつ適正な利用を図り、データの活用に当たって漏えい、改ざん及び守秘義務違反のないよう、データの保護が確保される運用を推進しなければならない。
- 3 運用責任者は、「ふくい医療情報連携システム」に異常を認めた時は、直ちに協議会事務局に報告しなければならない。
- 4 運用責任者は部門における適切な情報資産の利用、保護及び管理について責任を負う。
- 5 運用責任者はセキュリティを遵守していることを監査する職務を担う。

第4条（利用者の責務）

- 1 利用者は、「ふくい医療情報連携システム」の安全かつ適正な利用に努め、データの保護が確保されるよう運用しなければならない。
- 2 利用者は、「ふくい医療情報連携システム」の利用について、本規程のほか、ふくい医療情報連携システム運用管理規程並びに運用管理細則を遵守しなければなら

ない。

- 3 利用者は、個人情報保護法、その他の法令および医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省）を遵守しなければならない。
- 4 利用者は、ウイルス対策ソフトのウイルスパターンファイルを常に最新版に更新し、コンピュータウイルスがふくい医療情報連携システムに侵入しないようしなければならない。ただし、ウイルス対策ソフトを各端末にインストールできない場合は、その限りではない。その場合は、院内のセキュリティポリシーに従い、ウイルス対策を講じなければならない。
- 5 利用者は、自らの利用者識別番号（ユーザID）及び暗証番号（パスワード）を他人に開示、又は第三者に利用させてはならない。
- 6 利用者は、端末に対し Winny その他の P2P ファイル交換ソフトならびに協議会が規定しないソフトを絶対にインストールして使用してはならない。
- 7 利用者は閲覧情報を、画面から撮像する、アプリケーション等を用いたスクリーンショットあるいはハード的なコピーを行うことにより外部に本システムにて知り得た情報を取り出してはならない。
- 8 利用者は、本システムの端末に規定以外のソフトをインストールし、運用上情報漏洩が発生した場合には、本会として責任を負わない。その場合利用者または運用責任者・医療機関管理者がその責任を負わなければならない。
- 9 利用者は、「ふくい医療情報連携システム」に異常を認めた時は、直ちに院内の運用責任者に報告しなければならない。
- 10 利用者は閲覧情報または1対1機能（メール機能、患者メモ機能、画像送信機能等）で得た情報について、その後の取り扱いについて責任を持たなければならない。

第5条 （連携システムへのアクセス）

- 1 本会は情報がその目的に従って適切に使用されるよう、運用規定に基づくアクセスのみ許可する。
- 2 本システムへの接続における端末の機器認証については病院の管理に従う。その際、病院で管理された端末以外からの接続はしてはいけない。
- 3 ユーザ・パスワードは少なくとも60日ごとに変更する。
- 4 パスワードは7文字以上とする。
- 5 パスワードは数字と英字を組合せたものとする。
- 6 HISのパスワード連動を行うことは不可とし、メディカルネットでパスワードを別管理とする。
- 7 システム起動時は必ずユーザIDとパスワードを入力し、ログイン処理を行いシステム利用することとする。
- 8 連続した認証アクセス試行回数を6回に制限する。
- 9 タイムアウト時間は15分間とする。

第6条（罰 則）

- 1 利用上違反が発生した場合、その責任は利用者のみならず該当医療機関に対しても罰則および損害賠償を受けることがある。
- 2 協議会が違反と認めた場合には、協議会会則第12条第1項に基づきシステムの利用を停止し、除名とする。

第7条（解釈上の疑義）

この規程に解釈上の疑義が生じた場合は、運営協議会運営委員長が決定する。

<附 則>

（制定期日）

- 1 平成25年11月12日制定。

（一部改定）

- 1 平成26年3月18日一部改定。

（施行期日）

- 1 平成26年4月1日施行。